参考資料

〈西脇市まちづくり推進審議会委員名簿〉

区分	氏名	備考
学識委員	◎直田　春夫	ＮＰＯ政策研究所
各種団体	○岸本　信子	まちづくり協議会
	村上　　均	区長会
	篠田　重一	区長会
	真鍋　宣征	人権教育協議会
	大前　道廣	もっとすてきにパートナー委員会
	黒崎　晃史	西脇青年会議所
	徳丸　　徹	民間企業
	米田　育子	ボランティア団体
公募による市民	笹倉　八郎	
	清水　賢一	
	松田　　虔	
市長が必要と認める者	小林　茂夫	元自治基本条例検討委員
	吉川　勝子	
	藤井　久美	

※　◎は会長、○は副会長

～　参考資料　～

〈西脇市まちづくり推進審議会の開催経過〉

会議	開催日時	会議の内容
第１回	平成26年６月16日	◎委員委嘱 ◎審議会の役割等について ◎正副会長の選任 ◎諮問 ◎部会の設置について ◎ガイドラインの概要について ◎まちづくり活動支援について ◎意見交換
第２回	平成26年10月６日	◎まちづくり活動審査部会報告 ◎ガイドライン検証結果について ◎見直しの方向性について
第３回	平成26年11月25日	◎まちづくり活動審査部会報告 ◎ガイドラインの改訂について ◎各地区まちづくり協議会の活動について
第４回	平成27年２月19日	◎ガイドライン改訂版（素案）のパブリックコメント結果について ◎ガイドライン改訂版（案）について
第５回	平成27年３月20日	◎市長への答申 ◎ガイドラインの周知について

西脇市まちづくり推進審議会条例

（設置）

第１条　参画と協働による市政の推進に必要なまちづくり施策について調査審議するため、西脇市まちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

⑴　参画と協働の推進に必要な制度及び施策に関すること。

⑵　市内でまちづくり活動を行う団体等への支援の審査及び支援制度に関すること。

⑶　その他参画と協働の推進に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　審議会は、委員20人以内で組織する。

２　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

（委員及び専門委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

⑴　学識経験のある者

⑵　各種団体を代表する者

⑶　市民を代表する者

⑷　その他市長が特に必要と認める者

２　専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第６条　審議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

５　会長及び副会長にともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

（会議）

第７条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第８条　審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

６　部会の会議については、前条の規定を準用する。

（意見の聴取等）

第９条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条　審議会の庶務は、まちづくり担当部において処理する。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。